

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成28年3月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

| | 条例名 | 条例の概要 | 提出日 番号 | 手続の種別 | 実施日(期間) | 実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】 | 担当課 |
|---|--------------------------------------|---|---------------------------------|------------------------|--------------|--|-------------------------|
| 1 | 松山市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例 | 地方公務員法の改正に伴い、分限降給について定めるほか、所要の規定の整備を図るものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第27号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 市内部の管理規定を定めるもので、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため | 人事課 089-948- 6217 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |
| 2 | 松山市職員給与条例等の一部を改正する条例 | 本市職員の給与を改定するとともに、地方公務員法等の改正に伴い、所要の規定の整備を図るものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第28号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の給与に関する条例であり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため | 人事課 089-948- 6217 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |
| 3 | 特別職の職員で常勤のもの の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | 市長等の期末手当を改定するとともに、給与の減額措置を引き続き行うものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第29号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の給与に関する条例であり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため | 人事課 089-948- 6217 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |

| | | | | | | | |
|---|---------------------------------|--|---------------------------------|------------------------|------------------------------|--|-------------------------------|
| 4 | 松山市暴力団排除条例の一部を改正する条例 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の改正に伴い、公共工事から排除する対象者の拡大等を図るものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第30号 | パブリック コメント | H27.12. 18 ～ H28.1. 25 | パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。 | 人事課 089-948- 6217 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |
| 5 | 松山市職員の退職管理に関する条例 | 地方公務員法の改正に伴い、職員の退職管理について必要な事項を定めるものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第31号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 市内部の管理規定を定めるもので、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため | 人事課 089-948- 6217 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |
| 6 | 市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例 | 行政不服審査審理員の報酬を定めるものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第32号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 非常勤職員の報酬に関する条例であり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため | 文書法制 課 089-948- 6865 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |
| 7 | 松山市文書法制審議会条例 | 文書法制審議会を設置するものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第33号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 市長の附属機関の組織及び運営に関する条例であり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため | 文書法制 課 089-948- 6865 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |

| | | | | | | | |
|----|---|--|---------------------------------|------------------------|-------------------------------|---|-------------------------------|
| 8 | 松山市情報公開条例等の一部を改正する条例 | 行政不服審査法等の改正に伴い、所要の規定の整備を図るものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第34号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 市長の附属機関に関する規定の整備であり、 実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当し ないため ほか | 文書法制 課 089-948- 6865 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |
| 9 | 松山市手数料条例の一部を 改正する条例 | 各種証明手数料の適正化を図るととも に、建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律の制定に伴い、建 築物エネルギー消費性能向上計画認 定申請手数料等を徴収するものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第35号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当) | 財政課 089-948- 6227 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |
| 10 | 松山市市税賦課徴収条例及 び松山市固定資産評価審査 委員会条例の一部を改正す る条例 | 地方税法の改正に伴い、徴収の猶予 等について定めるものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第36号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当) | 納税課 089-948- 6357 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |
| 11 | 松山市人口減少対策推進条 例 | 人口減少対策に関する施策を総合的 かつ計画的に推進するため、基本とな る事項を定めるものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第37号 | パブリック コメント | H27.11. 27 ～ H27.12. 28 | パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を 聴きました。 | 企画戦略 課 089-948- 6943 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |

| | | | | | | | |
|----|------------------------------|------------------------------|---------------------------------|------------------------|--------------|--|---------------------------------|
| 12 | 松山市民会館条例等の一部を改正する条例 | 松山市民会館使用料等の適正化を図るものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第38号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当) | 文化・こと ば課 089-948- 6989 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |
| 13 | 松山市総合コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例 | 総合コミュニティセンター使用料等の適正化を図るものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第39号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当) | スポーツ振 興課 089-948- 6525 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |
| 14 | 松山市安岡避難地条例の一部を改正する条例 | 安岡避難地使用料の適正化を図るものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第40号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当) | 危機管理 課 089-948- 6791 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |
| 15 | 松山市公民館条例等の一部を改正する条例 | 公民館使用料等の適正化を図るものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第41号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当) | 地域学習 振興課 089-948- 6601 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |

| | | | | | | | |
|----|-----------------------------|--|---------------------------------|------------------------|--------------|--|-----------------------|
| 16 | 松山市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定審査会条例 | 市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定審査会を設置するものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第42号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 市長の附属機関の組織及び運営に関する条例であり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため | 学習施設課 089-948-6600 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |
| 17 | 松山市学校設置条例の一部を改正する条例 | 余土中学校を移転するものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第43号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当) | 学校教育課 089-948-6589 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |
| 18 | 松山市教職員の退職管理に関する条例 | 地方公務員法等の改正に伴い、教職員の退職管理について必要な事項を定めるものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第44号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 市内部の管理規定を定めるもので、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため | 学校教育課 089-948-6589 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |
| 19 | 松山市教育研修センター条例 | 教育研修センターを設置するものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第45号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当) | 学校教育課 089-948-6589 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |

| | | | | | | | |
|----|---------------------------------------|---|---------------------------------|------------------------|--------------|--|---|
| 20 | 松山市立子規記念博物館条例及び松山市庚申庵史跡庭園条例の一部を改正する条例 | 子規記念博物館使用料等の適正化を図るものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第46号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当) | 文化財課 089-948- 6520 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |
| 21 | 松山市青少年センター条例の一部を改正する条例 | 青少年センター使用料の適正化を図るものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第47号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当) | 教育支援 センター事 務所 089-943- 3205 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |
| 22 | 松山市火災予防条例の一部を改正する条例 | 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、電気調理用機器の離隔距離等を定めるものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第48号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 実施機関に裁量の余地がないため (実施要綱第3条第2項第2号に該当) | 消防局 予防課 089-926- 9215 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |
| 23 | 松山市計量検査所条例の一部を改正する条例 | 行政不服審査法の改正に伴い、所要の規定の整備を図るものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第49号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易な内容であるため(実施要綱第3条第2項 第1号に該当) | 市民相談 課 089-948- 6704 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |

| | | | | | | | |
|----|---|---|---------------------------------|------------------------|------------------------------|--|---------------------------------|
| 24 | 松山市消費生活センター条例 | 消費者安全法の改正に伴い、松山市消費生活センターの組織及び運営に関する事項を定めるものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第50号 | パブリック コメント | H27.9. 1 ～ H27.9. 30 | パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。 | 市民相談 課 089-948- 6704 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |
| 25 | 松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例 | 基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額を引き上げるとともに、低所得世帯に対する軽減措置を継続するものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第51号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当) | 国保・年金 課 089-948- 6360 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |
| 26 | 松山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例 | 愛媛県からの権限移譲に伴い、幼稚園型認定子ども園等の要件を定めるものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第52号 | パブリック コメント | H27.12. 21 ～ H28.1. 25 | パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。 | 保育・幼稚 園課 089-948- 6224 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |
| 27 | 松山市斎場条例の一部を改正する条例 | 睦月火葬場及び野忽那火葬場を廃止するものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第53号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当) | 生活衛生 課 089-911- 1806 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |

| | | | | | | | |
|----|----------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|------------------------|-----------------------------|--|----------------------------------|
| 28 | 松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例 | 一般廃棄物処理手数料の適正化を図るものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第54号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当) | 清掃施設 課 089-948- 6900 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |
| 29 | 松山市都市公園条例の一部を改正する条例 | 都市公園使用料の適正化を図るものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第55号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当) | 公園緑地 課 089-948- 6495 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |
| 30 | 松山市建築審査会条例の一部を改正する条例 | 建築基準法の改正に伴い、建築審査会の委員の任期を定めるものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第56号 | パブリック コメント | H27.11.27 ～ H27.12.28 | パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。 | 建築指導 課 089-948- 6506 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | H27.11.5 | | |
| 31 | 松山城二之丸史跡庭園条例の一部を改正する条例 | 松山城二之丸史跡庭園入園料の適正化を図るものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第57号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当) | 観光・国際 交流課 089-948- 6496 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |

| | | | | | | | |
|----|---------------------|---------------------|---------------------------------|------------------------|--------------|--|-------------------------------|
| 32 | 松山市漁港管理条例の一部を改正する条例 | 港湾施設使用料の適正化を図るものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第58号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当) | 農林水産 課 089-948- 6561 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |
| 33 | 松山市海の駅条例等の一部を改正する条例 | 海の駅使用料等の適正化を図るものです。 | 平成28年 3月議会 議案 第59号 | パブリック コメント | 実施して いません | 【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当) | 農林水産 課 089-948- 6561 |
| | | | | パブリック コメント 以外の手続 | 実施して いません | | |

【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程において、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民のみなさんのご意見のどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程において、必要な事項を公表する ⇒市民等の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続をいいます。